

「第 41 回北中城まつり」及び「令和 8 年度北中城村青年エイサーまつり」

出店注意事項

1 食品衛生

- (1) 飲食物を扱う出店者は保健所の営業許可基準を遵守し、まつり当日は必ず営業許可証（原本）を店舗の見えるやすい位置に提示すること。
- (2) 飲食物を扱う出店者は、品質管理に十分気を付け、食品衛生指導員の指示に従うこと。
- (3) 飲食物を扱う出店者は、店舗内に必ず手洗い用のシンクを設置すること。

2 テント及び施設

- (1) テントのサイズは 3.6 メートル×3.6 メートル以内とし、テント内部については各自で設営する。ただし、次に掲げるものは活性化委員会が準備する。
 - ア テーブル 2 台及びイス 4 脚
 - イ 飲食出店にあっては、横幕（4 方）及びベニヤ板（4 面）
 - ウ 物販出店にあっては、横幕（4 方）
- (2) 設置されたテントの固定具の取り外し、移動及び底上げをおこなわないこと。
- (3) 出店者が施設に破損（芝生を含む。）等を与えた場合は、補修に要する費用をすべて負担するものとする。

3 車両及び搬入

- (1) 出店の準備、片付け、商品搬入時など、まつり会場内に車両を乗り入れる場合は活性化委員会事務局（以下「事務局」という。）の指示に従うこと。
- (2) 準備にかかる車両の乗り入れは 1 店舗 1 台とし、指定された場所に駐車すること。
- (3) まつり当日は 13 時までに開店準備を終え、同時に使用した車両は速やかに会場外へ移動すること。前日の準備時間に関しては出店者説明会において伝えるものとする。

4 火気及び電気

- (1) 飲食関係の出店者は火気及び油等の取扱いには十分気を付け、地面（芝生）や排水溝にこぼさないよう十分な対策を行うこと。なお、各自ポリバケツ等で処理すること。
- (2) 火器を使用する店舗は、必ず消火器を設置しておくこと。
- (3) 個別の発電機の設置は認めない。また、まつり会場へのガソリン類の持ち込みを禁止する。

5 ごみ及び清掃

- (1) 店舗の周辺等は各自で常に清潔にすること。
- (2) ごみは各出店者で回収し、透明の袋にもえるごみ、もえないごみ（カン）、ペットボトル及びビンの 4 種類に分別すること。また、ダンボール箱はつぶして小さくし、ヒモでまとめること。
- (3) 集めたごみは、20 時 00 分以降に所定の場所に廃棄すること。廃棄場所は、事務局が指示する。
- (4) 生ごみなど残飯は持ち帰ること。

- (5) 使用した油は各自で持ち帰って処分すること。油の付いたものを洗う場合は、ペーパータオルなどでよく拭き取ってから指定された場所で洗い、トイレの洗い場及び水飲み場では絶対に行わないこと。

6 県産品の使用

北中城村まつり活性化委員会は、県産品の使用を推奨する。食材、飲料等は可能な限り県産品を使用すること。

7 その他

- (1) まつり期間中の出店の管理は、各自で行うこととし、盗難、破損等いかなる損害についても北中城村まつり活性化委員会は賠償の責任を一切負わないものとする。
- (2) 花火中は店舗の照明を落とすこと。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、北中城村まつり活性化委員会から指示があった場合は、これに従うこと。
- (4) その他出店に関することは、事務局の指示に従うこと。